

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2026

【配付資料集】

目 次

1	プログラム	1
2	基調報告 改正学校教育法に基づく学校評価の推進について	2
	文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課	
	専修学校教育振興室長 米原 泰裕	
3	事業報告 専門学校第三者評価受審に向けて	12
	～専門学校第三者評価マニュアル（案）による～	
	特定非営利活動法人 職業教育評価機構副理事長	
	全国専修学校各種学校総連合会 常任理事/総務委員長 関口 正雄	
4	第三者評価機関等の紹介	
	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	19
	一般社団法人 全国専門学校教育研究会	20
	一般社団法人 柔道整復教育評価機構	21
	全国自動車大学校・整備専門学校協会	22
	特定非営利活動法人 職業教育評価機構	23
5	質疑応答	
	事前質問事項	24

主 催

特定非営利活動法人職業教育評価機構

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2026

日時：令和8年2月6日(金曜日) 13時30分～16時30分
会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 5階「5Cホール」

プログラム

- 1 基調報告 (13:30～14:10)
「改正学校教育法に基づく学校評価の推進について」
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課
専修学校教育振興室長 米原泰裕
- 2 事業報告 (14:10～15:00)
「専門学校の第三者評価受審に向けて～専門学校第三者評価マニュアル案による～」
事業実施委員長
特定非営利活動法人 職業教育評価機構 副理事長
全国専修学校各種学校総連合会 常任理事・総務委員会 委員長 関口正雄
- 【 休憩 10分 】 (15:00～15:10)
- 3 第三者評価機関等の紹介 (15:10～16:00)
進行：事業実施委員会委員長 関口正雄
(評価団体)
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
一般社団法人 全国専門学校教育研究会
一般社団法人 柔道整復教育評価機構
全国自動車大学校・整備専門学校協会
特定非営利活動法人 職業教育評価機構
- 4 質疑応答 (16:00～16:30)
(登壇者)
文部科学省 専修学校教育振興室長 米原泰裕
事業実施委員会委員長 関口正雄

【都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

改正学校教育法に基づく学校評価の推進について

文部科学省生涯学習推進課

専修学校教育振興室長 米原 泰裕

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称**することができることとする。

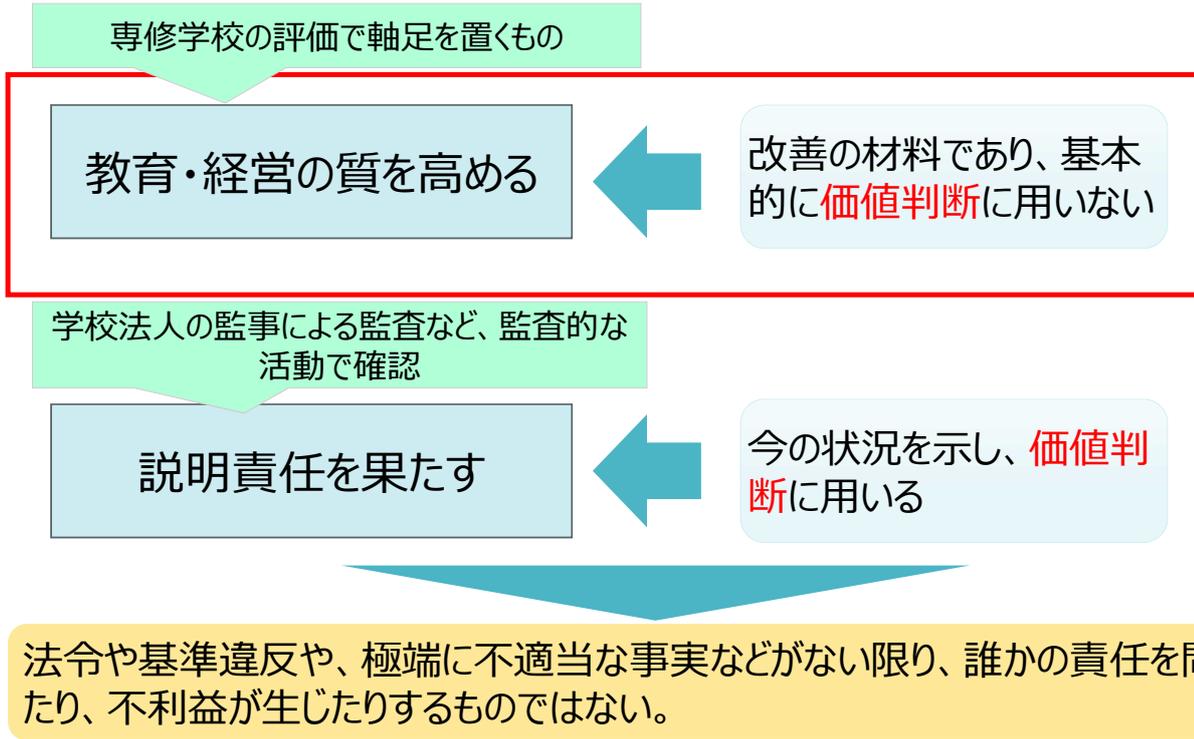
教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付け**るとともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

評価で目指すもの



専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）

↓

委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）	
目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方針についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、第三者評価：5年以内に1回（学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方針を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、**メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。**
 ※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うこととなっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

専修学校の外部の識見を有する者による評価（第三者評価）のポイント

1. 評価項目等

第三者評価で**確認する項目**は、自己点検評価の項目のうち**教育内容に関する**ことを中心に評価しつつ、**既に養成施設指定規則等で外部による点検等がある場合などは、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等をするなどメリハリを付けて評価**

2. 第三者評価の実施

評価の信頼性や質の確保の観点から、**評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件**を満たした者が実施するようガイドラインで示すとともに、学校が評価の実施者を責任を持って選択

※安定的で、質の高い第三者評価を実施するためにも、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。
 ※第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、評価ガイドラインの普及・啓発の支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

3. 第三者評価を求める対象

第三者評価は法的には努力義務だが、大学等と同水準の質の保証が求められる場合や特別な教育課程や取組に対する認定要件に関するフォローアップが求められている場合等もあることを踏まえ、**①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校については、令和8年4月1日からの第1期間において第三者評価の実施を求める**

※ 評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、期間内に実施できない場合も想定されるため、その場合は認定の取り消しは行わず、速やかに実施を求めることとする。
 ※ 職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断

4. 第三者評価の評価期間、結果の取り扱い

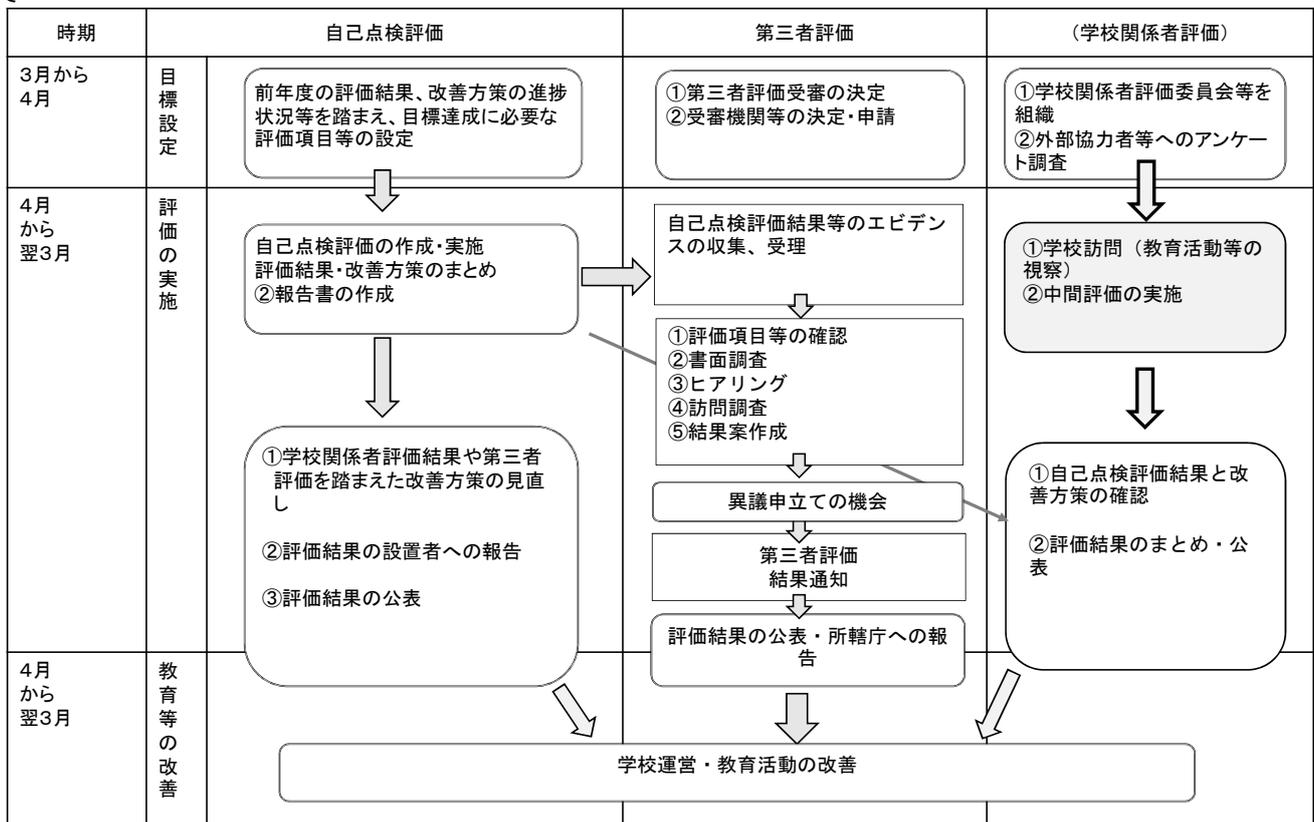
第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、**5年以内に1回実施**
 評価の結果は、**学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告**

5. 評価の実施体制の構築

評価の実施者や教職員の研修等を充実するとともに、すべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みを各地域、各分野において早急に構築

(参考) 学校評価進め方イメージ ※年度末に向けて評価を実施する場合

各学校は、前年度の評価結果等を踏まえ、自己点検評価を実施し、その結果を公表するとともに、自己点検評価結果や第三者評価結果を踏まえた改善策を見直す
 第三者は、自己点検評価結果等を踏まえ、書面調査や訪問調査等を行い、第三者評価を実施



評価者

【第三者評価の実施者に求められる要件】

○評価の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、**当該実施者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負う**こととなる。また、評価結果が当該学校の活動等や経営に影響を及ぼす可能性もあることから、当該実施者は、評価結果に対する説明責任を負うことに留意して評価を行うこととなる。

なお、第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して不服がある場合の対応など、評価の実施に付随して、学校と評価実施者が連携し、分担して行わなければならない様々な業務が生じることとなる。こうした業務を円滑に行い、安定的でかつ質の高い第三者評価を実施するためにも、評価の企画・実施に関しては、学校から独立して、かつ、**第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい**。

要件	<p>以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） <ul style="list-style-type: none"> ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者等 ※この3属性の全員が必要というわけではない。 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
留意事項	<p>・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること※</p> <p>※「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。</p>

6

評価実施に当たっての留意点

事項	内容
評価の項目等	自己点検評価の項目等を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を設定する（附属資料1参照）。
項目等の策定・公表	<p>評価の項目、基準は公表されていること。</p> <p>評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。</p>
評価方法	<p>評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とすること（附属資料5にイメージ例を例示）。</p> <p>また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。</p> <p>専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング、訪問調査の実施や根拠となる資料やデータの確認など各項目等について、評価者間で議論や検討を経るなど、適切に評価できる方法により実施されていること。</p> <p>評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。</p>
実施体制	前述の「第三者評価の実施者に求められる要件」（P.13）を満たし、かつ、公正で的確な実施を確保するために複数の者による組織的な評価実施体制が整備されていること。
評価業務の負担軽減への配慮	<p>教育活動など専門的な見地から評価すべき項目等を重点的に評価し、基準に照らして形式的に確認すればよい項目等は自己点検評価の結果を確認するだけに留めるなど、評価の質と評価の実施者及び学校側の負担軽減に配慮すること。</p> <p>資格等の指定養成施設となっている場合など、他の制度で外部の者による評価や監査が行われている場合には、そこで確認されている項目等については評価しない（別途行われた評価・監査結果を確認する）など、学校に対する評価・監査的作用の重複をできるだけ排除して行うことに留意すること。</p>

7

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎	
4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	
	学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

8

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】		認	認	
4 学生生活に関する支援		①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

9

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注】 職業実践専門課程】 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】 職業実践専門課程】	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

10

各評価における評価項目例④

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価	
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△	
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△	
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△	
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○	
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎	
		3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
			①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】 職業実践専門課程】	認	認
	4 社会からの理解と情報の公表	②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○	
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎	
		①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	◎	○	
		△	△		

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

11

評価に当たって必要な資料等

〔自己点検評価・第三者評価における評価項目、基準、参考資料一覧の例〕 ※詳細はガイドライン付属資料3を参照

大項目	小項目	評価の基準	評価の基準となる資料、データ等
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	・学則、細則、内規等 ・学生便覧等 ・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 ②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	・学則 ・学生便覧 ・シラバス、履修ガイド、履修案内等 ・カリキュラムマップ
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	・シラバス ・カリキュラムマップ等 ・学則、成績評価基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	・シラバス ・学則、卒業認定基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 ・学生のポートフォリオ ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等

12

自己点検評価の評価イメージ例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	1. 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか。 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか。（外）	2
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。（職）	2 ★
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2
	4 学修成果目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2

【評価結果の分析】

小項目1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。
小項目2について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれている。また、企業等と連携した実習もしっかりと組まれている。
小項目3について、学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。
小項目4について、資質能力の修得についての目標や学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

【今後の改善方針】

授業科目に応じて、より実習を増やした方がいいと思われる科目もあるため、実習の形態を用いることとする。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、**基準を満たしているかを3段階で表示**
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

13

自己点検評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
学生への受入れ、学生の支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2
	3 多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2
4 学生生活に関する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3	★

★は一部指定養成でも確認されている

【評価結果の分析】

小項目 1 について、入学者の受入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し合否を決定している。
小項目 2 について、学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。
小項目 3 について、留学生等の支援や留学生の在籍管理、進路指導は適切に行われている。
小項目 4 について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。また、学校保健安全法に基づく対応や学生の経済的支援、キャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。

【今後の改善方針】

自主的な学習への支援を充実するため、図書館や自習室の活用時間を増やすとともに、自習室を増加させる。また、学習継続困難者への対応をより充実するため、相談室の設置や相談員の充実を図り、周知を図る。

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

14

第三者評価の評価イメージ例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果	第三者評価結果	
教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	1. 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか。 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか。(外)	2	2 ※1	
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以下「実習・演習等」という)の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。(職)	2	- ※2	★
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2	2 ※3	
	4 学修成果目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や技能の修得含む。)についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2	2 ※4	

【評価結果への所見】

- ※1 基準 1 について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。
基準 2 について、外国人留学生に対する授業科目が300時間以上開設されている。
- ※2 基準 1 について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれているが、より実習を増やした方がいいと思われる科目もわずかであった。より実習の形態を用いる方が望ましい。
基準 2 について、企業等と連携した実習が組まれている。総授業時数に占める割合も概ね目標達成できる設定となっている。
- ※3 学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。
- ※4 基準 1 について、では、卒業方針に基づき、資質能力の修得についての目標を定め、概ねその目標が達成されている。
基準 2 について、学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

※第三者評価は、当該学校から独立した専門家が評価するため、評価者は、関連企業、関連団体、大学教員等で構成

15

第三者評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果	第三者評価結果
学生の実入、学生の支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2	2 ※1
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2	2 ※2
	3 多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2	2 ※3
4 学生生活に関する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3	2 ※4	

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、入学者の受け入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し合否を決定している。
基準2について、入学定員に基づき学生を受け入れているが、留学生の関係から年度にバラつきがある。
- ※2 学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。また、シラバスの活用を行っているが、自主的な学習への支援はやや少ない。
- ※3 基準1について、留学生等の支援はあるが、障害のある学生への支援がなされていない。
基準2について、留学生の在籍管理や進路指導は行われているが、日本人学生との交流は少ない。
- ※4 基準1について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。
基準2について、留年者への対応はなされているが、学習継続困難者への対応は不十分である。
基準3について、学校保健安全法に基づき適切な対応がとられている。
基準4について、学生の経済的支援や体制を整備・運用している。
基準5について、学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。運用実績もあり、更なる活動を期待したい。

★は一部指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

16

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

令和8年度予算額(案) 158百万円(新規)
令和7年度補正予算額 24百万円



文部科学省

背景・課題

- 専修学校では、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療・福祉、工業等をはじめとして、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要な人材を輩出してきた。
- 専修学校の質の向上に向けた取組を推進するため、教職員の資質向上や職業実践専門課程の充実、職業教育マネジメントの強化等の様々な施策を行ってきたが、急速な少子化が進行し、労働力人口が減少していくことが見込まれる中、**専修学校は変化に対応し、社会・産業ニーズを踏まえた職業教育の在り方や人材の養成などを実現することが求められている。**
- また、昨年の学校教育法の一部を改正する法律等により、**専門学校における大学と同等の項目での自己点検評価の義務化や外部の識見を有するものによる評価(第三者評価)の努力義務化が規定**され、大学院入学資格の指定課程等では第三者評価が義務付けられた。令和8年度より法令及び「**専修学校における学校評価ガイドライン(令和7年6月)**」に基づき、新たな自己点検評価や第三者評価が実施されることとなるが、これまで第三者評価はほとんど実施されていない中、質の高い学校評価を実施できるよう支援を行うことが求められている。また、質の保証・向上のため、教職員に対する学校運営や教育に関する研修・研究についても義務化されたところ。

事業内容

学校教育法の一部を改正する法律等を踏まえ、専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

①学校評価等の推進

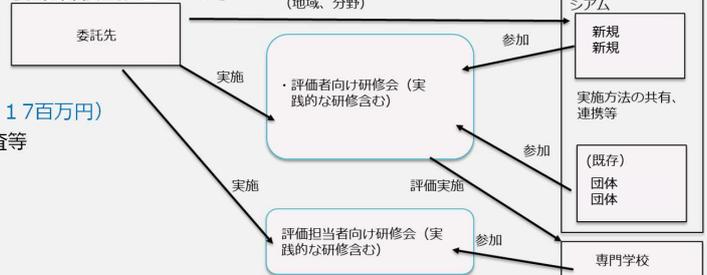
- 学校評価の推進 (委託：1箇所×112百万円)
 - ・評価組織等の拡充支援、評価者育成に向けた研修等を実施
 - ・学校評価担当者向け研修の実施

- 専修学校の質の向上に関する実態把握等の推進 (委託：2箇所×17百万円)
 - 取組1：職業教育のマネジメント強化及び質保証・向上のための実態調査等
 - 取組2：教職員の資質能力向上の推進

②調査研究協力者会議の実施

- 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- 都道府県等との研究協議

【学校評価の推進イメージ】



アウトプット(活動目標)

- ・学校評価モデル数
- ・教職員向け研修プログラム数

アウトカム(成果目標)

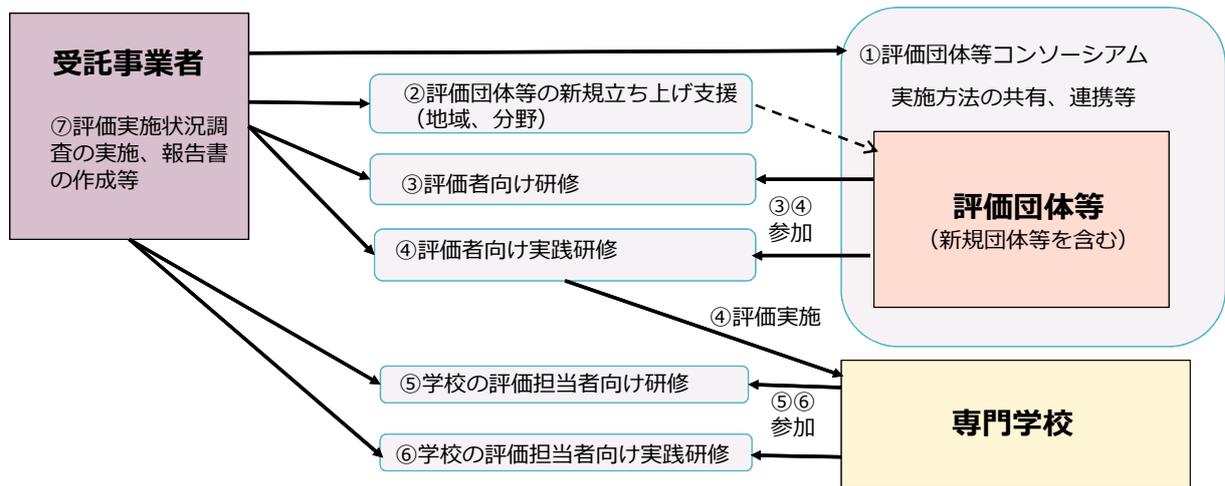
- ・第三者評価の実施学校数
- ・開発された研修プログラム等の活用状況(教職員向け研修の改善等)

インパクト(国民・社会への影響)

PDCAサイクルの改善等による**専修学校における教育・運営の質の向上**

17
担当：総合教育政策局生涯学習推進課

「学校評価の推進」事業の実施イメージ



【取組内容】

- ① 評価団体等のコンソーシアムを形成し、評価の実施方法の共有や連携を図る（フォーラム開催含む）
- ② 評価団体の新規立ち上げの支援（分野、地域）
- ③ 評価団体等向けの評価者研修の実施
- ④ 評価団体等向けの評価実践研修の実施（評価者の割振りや対象学校を募集し、研修を実施）
※評価実践研修とは、新任評価者向けの研修として、各学校へ実際の評価を行う研修。各学校側は、評価対象校として評価を受審する場合（予定含む）は、第三者評価の実施とみなすとともに、⑥の研修を優先的に受講できる
- ⑤ 学校の評価担当者向け研修の実施
- ⑥ ④の対象校として参加する学校（参加予定含む）に対して、優先的に評価実施準備に向けた実践研修を実施
- ⑦ 評価実施状況の調査、委託事業報告書等の作成

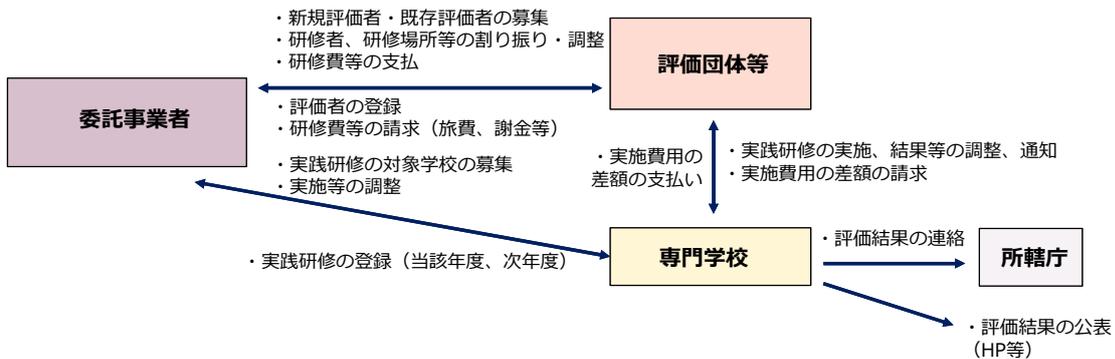
18

「学校評価の推進」委託イメージ

④ 実践的な研修

評価団体等向けの評価実践研修の実施（評価者の割振りや対象学校を募集し、研修を実施）

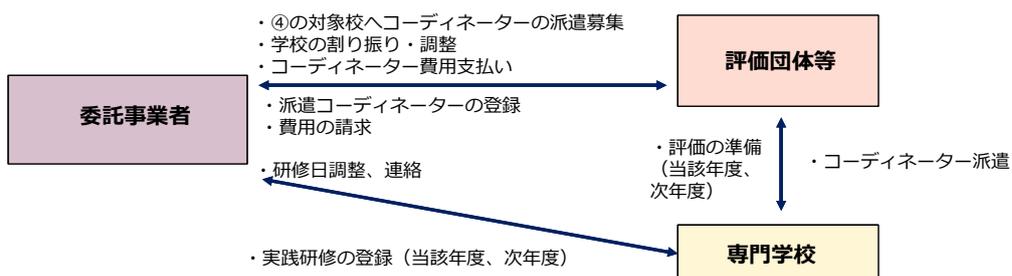
※評価実践研修とは、新任評価者向けの研修として、各学校へ実際の評価を行う研修。各学校側は、評価対象校として評価を受審する場合（予定含む）は、第三者評価の実施とみなすとともに、⑥の研修を優先的に受講できる。



⑥ 実践的な研修

④の対象校として参加する学校（参加予定含む）に対して、優先的に評価実施準備に向けた実践研修を実施

※当該年度又は翌年度に実践研修の対象として登録する学校に対して、事前準備を促進するための支援を行う



19

専門学校の 第三者評価受審に向けて

専門学校第三者評価マニュアル（案）による

特定非営利活動法人職業教育評価機構 副理事長
全国専修学校各種学校総連合会 常任理事総務委員長
関口正雄

第1章 学校評価の基礎知識

1 学校教育法の改正と専修学校の学校評価制度

○学校教育法第132条2には、専門課程を置く専修学校は、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を受け、その結果を公表するよう努めることを規定しています。

* 自己点検評価の義務化

文部科学大臣告示→学校教育法に規定

○第三者評価は、規定上は努力義務となっていますが、法律に規定されたことにより、例えば、高等教育の修学支援新制度の確認要件として、これまで、学校関係者評価の実施と結果公表が課されていましたが、今回の改正の規定を踏まえ、新たに第三者評価の結果の公表を課することとされています。経過措置があるものの規定として本則にあることは重要なことといえます。

○また、文部科学省は、大学院入学資格（高度専門士）認定学科及び外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定学科を有する専門学校は、改正学校教育法が施行される令和8年4月から5年間に第三者評価を受審することを求めています。さらに、実施状況も見ながら職業実践専門課程認定校に対する拡大も視野に入っています。

○高等課程、一般課程についての規定は変わりありません。（学校教育法42条の小学校の学校評価規程を準用）

2 専修学校における学校評価ガイドラインの主な改正

(1) 専修学校教育の質の保証・向上における学校評価の位置づけの明確化

○改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に**育成する人材像**を定め、必要な知識・技術、技能等の**教育の目標を明らかにし**、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを**組織として管理し**、教育を**運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要**であり、**学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段**であるといえる。」としています。

○**学校評価が目的ではなく、手段、手法の一つ**であることを明確にしています。このことから、**職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点**となります。

(2) 改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

○改正学校教育法において専門課程には、外部の意見を有するものによる評価が努力義務となっています。略語では、外部評価という用語が使用されています。**外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではありませんが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いています。**

2

第2章 専門学校の第三者評価

1 改正ガイドラインにおける第三者評価

専門学校の第三者評価（自己点検・評価も同）の項目例

大項目	小項目
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目 2 教育の実施 3 単位・卒業認定 4 学修成果目標の達成状況
項目3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理 2 自主的な学習の促進に対する支援 3 多様な学生に対する支援 4 学生生活に関する支援
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用 2 教員の組織編制等 3 教員の資質の向上
項目5 教育環境	1 教育環境の整備 2 安全対策、防災組織 3 施設・設備等の点検、改善等
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤 2 学校運営 3 学校評価の実施と改善活動 4 社会からの理解と情報の公表

出典：改正ガイドライン

3

評価結果の評定（自己点検評価も同）

○従前のガイドラインにおいても5段階の評価表現の様式を例示していました。この様式を用いて自己点検評価を実施する学校もありました。改正ガイドラインでは、**項目例に示した点検・評価項目毎に自己点検評価結果として3段階の評定**を行うものとしています。

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「**基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合**」は**3**、「**基準をおおむね満たす場合**」は**2**、「**基準を満たしておらず改善が必要な場合**」は**1**とする。その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

出典：改正ガイドライン

4

第3章 評価機関が行う第三者評価

1 これまでの取組

(1) 評価機関の設立、第三者評価事業の展開

○東京都及び社団法人**東京都専修学校各種学校協会**（以下「東専各協会」という。）を中心に設置した「**専修学校構想懇談会**」の報告書において、専修学校の社会的信頼性の向上を図る仕組みとして**学校評価システムの導入と情報公開の推進**が提言されました。

○平成16年9月、東京都の支援NPO法「**特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構**」現、**職業教育評価機構**（以下「**評価機構**」という。）を設立。自己点検・評価研究委員会設置。自己点検・評価のための基準となる「東京フォーマット」の検討に入りました。

○平成18年、第三者評価システム原案を作成、会員4校においてモデル事業を実施し、「**専門学校等評価基準書**」を発表。評価機構内に「**評価者バンク**」を設置し、評価員登録と養成研修を開始しました。**平成19年度から第三者評価を本格的に事業化**し、東京都において、受審校及び自己評価に対する補助制度が開始されました。現在では、評価機構のほか、一般社団法人「**専門職高等教育質保証機構**」においても専門学校に対する第三者評価を実施しています。

※評価機構における第三者評価実績

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	3	5	2	4	5	4	6	7
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	5	1	4	2	3	4	2	4

5

○一方職業教育機関においては、専門職業人材育成プログラム評価として**分野別第三者評価**が必要となります。

○このことについて、評価機構と柔道整復師養成に係る関係4団体は、2012（令和24年）年から継続的に行っている第三者評価の実施・検証の成果を踏まえ、令和元年から評価組織（機関）の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和3年6月、一般社団法人**柔道整復教育評価機構**を設立しました。同機構では、**機関別分野別統合型の第三者評価事業**を展開しています*。

*** 機関別評価と分野別評価**

機関別評価は、学校全体を包括的に行う評価

分野別評価は、特定の専門分野における教育課程、教員組織、教育活動に特化して行う評価→専門職大学院と専門職大学は、機関別認証評価の他にこの分野別認証評価の受審が義務付けられている

6

(2) 文部科学省委託事業と実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営

○**文部科学省**は専門学校の質保証・向上に向けた取組について、**職業実践専門課程における第三者評価の調査研究**を、**平成26年度**からスタートし、平成27年度には、**11分野のコンソーシアムにおいてそれぞれ第三者評価基準の策定**等が進められました。

○**評価機構**では**コンソーシアム間の連絡調整会議を開催**するとともに合同の研修会、成果報告会を行うとともに、第三者評価事業の実用化に向け、**分野横断的な第三者評価基準策定、モデル評価、評価者育成研修等の事業を展開**してきました。

○令和2年度から文部科学省委託事業の中において、「**実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会**」を設置し、諸課題の認識共有、情報交換、共通課題解決に向けた研修会の開催に取り組んでいます。

7

2 評価機関が行う第三者評価の受審

○第三者評価を行う評価機関では、それぞれ、第三者評価基準を策定しています。専門学校の評価基準としては、**文部科学省がガイドラインに定める評価基準に準拠した基準**になっています。また、評価基準とともに、**各機関では、評価に関する基本事項、評価方法、受審の手順等を示す、実施要綱等を定め**ています。受審を希望する機関の基準等をよく理解するところから始まります。

○受審校は、**定められた基準に従い*、自己点検・評価を実施し、評価報告書を作成し**、記述した内容（学校の取組、課題、課題解決に向けた方策など）を確認する**参照資料集を作成し**、提出期日までに**評価機関に提出**します。

*** 自己点検評価結果をまとめた文書と評価機関が指定した基準と様式により作成し評価機関に提出する自己評価報告書は別のもの**です。

○評価機関では、提出された**自己点検・評価報告書及び参照資料を確認し受理し**、評価を実施する**評価部会（評価者の会議体、部会長以下4名程度）における評価を開始**します。評価は、**書面調査、訪問調査、評価結果報告書作成**の各業務を履行します。

○評価機関では、評価部会における審議を経た評価結果報告書について、**別に委員会を設置し、二重にチェックし評価結果を決定**します。学校に通知し、意見申出があれば、法人が審査会を開催し、裁定し、最終決定します。評価結果のフォローアップも含め**評価機関が責任**を持ちます。

8

* 専門学校の第三者評価を行う評価機関・組織の種類

・独立した評価専門機関

- 職業教育評価機構、専門職高等教育質保証機構、柔道整復教育評価機構、全国専門学校教育研究会が設立予定の評価機関等
- 評価基準、評価者、評価方法等は評価機関が定める。

・組織内部に第三者評価機能を有する学校協会等の団体（評価専門の団体ではない）

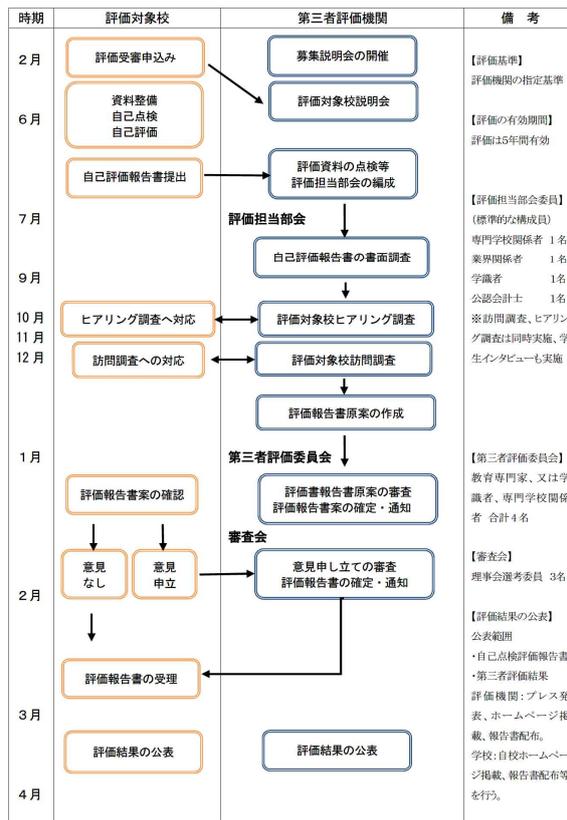
- 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- 評価基準、評価者、評価方法等は評価機関が定める。

・専門学校が選出した評価者等が形成する組織

- 事例はなし、令和8年度以降に現出か？
- 評価の主催者は学校だが、評価の客観性、信頼性、継続性の観点から、学校に対して一定の独立性が求められる。
- 評価者は学校が文部科学省の示す基準により選出する。
- 評価基準、評価方法等はこの評価者組織が定める。
- 評価結果の責任は学校にあるが、評価者にも一定の責任が生じる。

9

【評価機関の受審】第三者評価の標準的スケジュール



10

第4章 学校が主催して実施する第三者評価

1 学校が行う業務

(1) 学内実施体制の整備

- 第三者評価の学則への規定、学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定
- 学校内の担当組織と業務内容、費用負担、全教職員への研修
- 設置者（学校法人等）との協議

(2) 第三者評価実施組織の構築

- ・客観性、公平性、透明性の確保・評価組織の独立性・中立性の観点からの体制整備
- 第三者評価の実施者（評価者）の要件と選任
- 第三者評価実施に関する実施者（評価者）組織との協定（契約）の締結（報酬含む）
- 評価全体のスケジュール策定 ○評価日程の調整と協議

(3) 評価結果の公表と所轄庁との連携

- 公表（自己点検評価、評価組織の選任、評価の経過、評価結果）及び公表方法の決定
- 所轄庁等との連携（報告、助言・指導）

11

2 第三者評価実施組織が行う業務

(1) 第三者評価組織の具体的な業務の確認等

- 具体的な業務内容 組織性の確保が重要
- 評価者の守秘義務、文書等の取扱い等（評価報告書、参照資料等、評価の記録）

(2) 第三者評価に関する基本事項の決定

- 評価基準の策定（評価の視点、必要な参照資料の整理）
- 評価様式（自己点検・評価報告書、指定資料・データ、の決定）
- 評価方法の決定（書面調査・訪問調査・インタビュー等）
- 評価スケジュールの決定

(3) 評価の実施

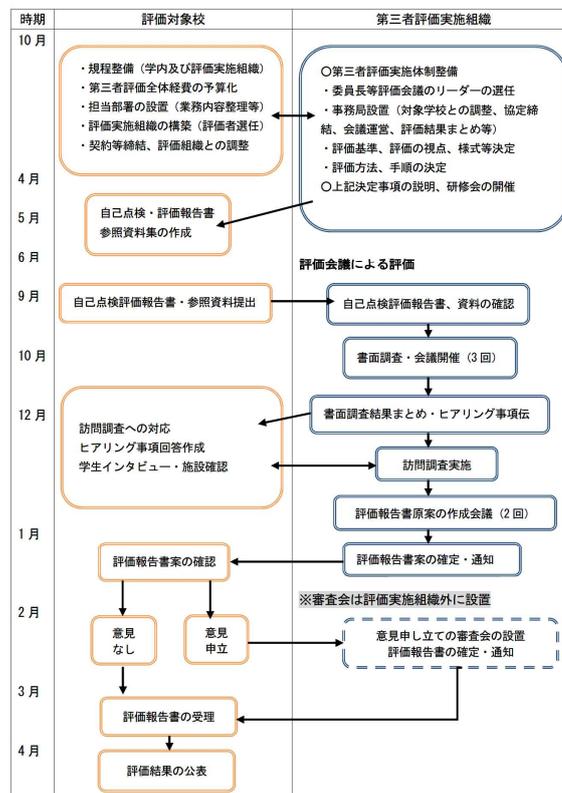
- 評価実施説明会の開催（学校側への説明会）
- 書面調査及び調査のとりまとめ
- 訪問調査、ヒアリング、学生等インタビューの実施

(4) 第三者評価報告書の作成

- 評価結果コメント、段階評定 ○評価原案の作成と調整
- 評価書原案の審議・確定・学校へ通知
- 意見申し立て等と対応
- 評価結果に対するフォローアップ

12

【学校が主催して実施する第三者評価】第三者評価の標準的スケジュール



※評価者等はガイドラインの要件準拠

13

団 体 名		一般社団法人専門職高等教育質保証機構
1	設立年月日	平成23年（2011年）2月
2	所在地 連絡先（電話・メールアドレス）	東京都港区六本木6-5-17 TEL：03-3403-3432 Mial：info@qaphe.or.jp
3	第三者評価対象校	当機構の正会員入会（学校単位）
4	第三者評価実績	3 専門職大学院 分野別認証評価 7 専門職大学 分野別認証評価 10 専修学校専門課程 第三者評価 ※令和7年度実績を含む
5	第三者評価基準の構成	領域Ⅰ 専修学校専門課程の目的および学修成果 領域Ⅱ 教育課程および教育方法 領域Ⅲ 教育上の基本となる組織 領域Ⅳ 学修環境 領域Ⅴ 学生定員管理および経営管理 領域Ⅵ 内部質保証
6	第三者評価結果の記述	Ⅰ 第三者評価結果（結果の概要） Ⅱ 領域ごとの評価 Ⅲ 意見申立ておよびその対応 Ⅳ 参考資料（自己評価書の概要の転記）
7	第三者評価の実施体制	(1) 理事会・社員総会 (2) 検討委員会 (3) 第三者評価委員会 (4) 意見申立て審査会 (5) 評価者研修
8	第三者評価結果の公表方法	第三者評価報告書は、当機構ウェブサイトに掲載。 学校が作成した自己評価書は、学校の情報公開サイトのURLを掲載
9	第三者評価受審費用※	
	(1) 入会金	1万円
	(2) 年会費	5万円
	(3) 評価料	105万円
10	備考	※9については現在見直しを検討中

団 体 名	一般社団法人 全国専門学校評価機構（仮称 準備中）
-------	---------------------------

1	設立年月日	令和8年4月（予定） 【設立趣旨】一般社団法人全国専門学校教育研究会は、これまでの文部科学省委託事業の成果を踏まえ、第三者評価受審を希望するすべての地方の専門学校が、安心して第三者評価を受審できるよう、地域拠点を設け、地方における内部質保証人材の育成と評価者養成を促進するとともに、第三者評価を実施する評価機関を設立する。
2	所在地 連絡先（電話・メールアドレス）	現在準備中 （メール：zensenken@jamotec.co.jp）
3	第三者評価対象校	すべての専門学校を対象としています
4	第三者評価実績	3校（令和7年度文部科学省委託事業にてモデル検証）
5	第三者評価基準の構成	1. 教育理念・目的 2. 教育課程、教育の実施、学修成果 3. 学生の受入れ学生支援 4. 教育実施組織・教員 5. 教育環境 6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組
6	第三者評価結果の記述	① 第三者評価結果（3段階評価） ② 項目ごとの評価結果への所見
7	第三者評価の実施体制	1. 評価チーム 2. 総合評価会議 3. 評価組織委員会 4. 運営事務局 5. 研修部会（内部質保証人材育成講座／評価者養成講座等を実施）・登録評価者継続講習 等
8	第三者評価結果の公表方法	Webサイトにて公開
第三者評価受審費用		
9	(1) 入会金	なし
	(2) 年会費	なし
	(3) 評価料	902千円（消費税別）（予定） ※現地調査時の評価者2名分の旅費交通費を含む。
10	備考	母体となる全専研（一般社団法人全国専門学校教育研究会； https://www.zsenken.or.jp/ ）は、地方の専門学校の質向上のため、文部科学省の委託事業を受託し、主に教職員研修の開発に取り組んできた団体である。北海道から沖縄まで、全国に会員校があり、専門学校8分野のすべてをカバーしている。 【評価方法の特徴】エビデンスのみで説明できる項目について、不要な説明文の作成を求めないなど、専門学校側の負担（自己点検評価表の資料作成等）を軽減できる評価手法を採用している。 第三者評価受審の準備につながる内部質保証人材育成講座を実施するなど、専門学校側の評価に関する支援を積極的に行っている。

団体名		一般社団法人 柔道整復教育評価機構
1	設立年月日	令和3年(2021年) 6月1日
2	所在地 連絡先(電話・メールアドレス)	〒105-0013 東京都港区浜松町1-6-2 丸神ビル1F 電話: 03-6435-6995 メール: info@jabjte.or.jp
3	第三者評価対象校	・会員校(40校) ⇒柔道整復師養成専門学校 ⇒受審年度の4月時点で、完成年度後1年以上経過している学校
4	第三者評価実績	・令和5年度: 柔道整復師養成分野 機関別版(4校)を実施 ・令和6年度: 柔道整復師養成分野 分野別版(1校)を実施 ・令和7年度: 柔道整復師養成分野 分野別版(1校)進行中
5	第三者評価基準の構成 ※令和7年度 分野別評価版	・大項目1: 教育理念・目的・目標 ・大項目2: 教育活動 ・大項目3: 学生支援 ・大項目4: 学修成果・評価・教育改善 ・大項目5: 入学選考・学生募集 ※大項目5、中項目12、小項目48の3層構成で、評価を行う上でのポイントとなる具体的な事項を小項目として設定
6	第三者評価結果の記述	・評価の判定区分(三段階) ①「可」 : 基準を満たしている ②「要改善」 : 基準を満たしていないといえないが、改善を要する ③「不可」 : 基準を満たしていない
7	第三者評価の実施体制	・事業実施委員会 ・第三者評価委員会 ・評価部会 ・異議申立審査会
8	第三者評価結果の公表方法	・受審校: 評価報告書(全文)をホームページ掲載 ・当機構: 評価報告書(全文)をホームページ掲載及び出版物発行
第三者評価受審費用		
9	(1) 入会金	・正会員 : 100,000円 ・賛助会員: 10,000円 ※全国柔道整復学校協会の正会員の入会については、入会金免除
	(2) 年会費	・正会員 : 600,000円 ・賛助会員: 100,000円(1口以上) ※全国柔道整復学校協会の正会員については、年会費70,000円
	(3) 評価料※令和7年度実績	・機関別評価受審料: 220万円(税込) ・正会員の機関別評価受審料: 165万円(税込) ・正会員の柔道整復分野別評価受審料: 110万円(税込) ※新学校評価ガイドラインを踏まえ、大幅減額を検討中
10	備考	・評価基準および評価料については、令和8年度に向け改定予定

団 体 名	全国自動車大学校・整備専門学校協会（JAMCA）
-------	--------------------------

1	設立年月日	昭和37年(1962年)11月
2	所在地 連絡先（電話・メールアドレス）	東京都新宿区大京町31番地 ヴィップ新宿御苑1101号 電話：03-3356-7066
3	第三者評価対象校	会員数 47校 当協会加盟の会員校を対象とする
4	第三者評価実績	全47会員校のうち6 専門学校 (平成26～29年度文科省委託事業の実証実験、平成30年度～JAMCA 委員会の第三者評価)
5	第三者評価基準の構成	1 教育理念・目的・目標 2 教育課程、教育の実施、学修成果 3 学生の受入れ、学生支援 4 教育実施組織・教員 5 教育環境 6 教育活動の基盤と改善・向上の取組
6	第三者評価結果の記述	総評 項目別評価 Ⅰ 自己点検評価に対する評価 Ⅱ 職業実践専門課程認定要件適合評価 Ⅲ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価 Ⅳ 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内 容の評価
7	第三者評価の実施体制	JAMCA質保証等検討委員会を中心に体制を構築 (1) 第三者評価委員会 (2) 実施委員会 (3) 評価者研修
8	第三者評価結果の公表方法	受審校が学校評価ガイドラインに基づき情報公開 (学校ホームページの掲載や関係者への周知・報告など)
第三者評価受審費用		
9	(1) 入会金	協会加盟校向けであり新たな負担は想定しておりません
	(2) 年会費	協会加盟校向けであり新たな負担は想定しておりません
	(3) 評価料	未定
10	備考	第三者評価については、平成26～29年度は文科省委託事業として、 平成30年度以降は委員会を設置して実証実験、研修会、評価ガイド ブックの作成等に取り組んでおりました。 令和8年度は会員校1～2校の評価をピアレビュー方式で実施し、 体制面や費用負担の検討を進める予定です。

団 体 名	特定非営利活動法人職業教育評価機構
-------	-------------------

1	設立年月日	平成16年(2004年)9月30日
2	所在地 連絡先(電話・メールアドレス)	東京都中野区東中野4-19-8 フォーカルビル2 3階 電話 03-5497-8535・メール info@hyouka.or.jp
3	第三者評価対象校	会員数 114校 本機構の正会員校(学校単位) 本機構で第三者評価を受審を希望する学校は、正会員に入会、本機構主催の研修会・説明会に参加する
4	第三者評価実績	専門学校 平成19年度から延べ 70校 専門職大学 令和6年度 1大学
5	第三者評価基準の構成	1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント 2 教育課程、教育の実施、学修成果 3 学生の受入れ・学生支援 4 教員・教育実施組織 5 教育環境 6 教育活動の基盤と情報の公表
6	第三者評価結果の記述	1 中項目毎3段階評価 2 総評(総括的記述) 3 大項目ごとに概評・提言(改善課題等あれば)
7	第三者評価の実施体制	1 第三者評価委員会(第三者評価の運営全般) 2 学校評価部会(学校ごとの評価を担当) 3 意見申立審査会(法人理事会で設置) 4 改善報告書検討部会(学校評価部会と同) 5 評価者研修(評価部会等を対象に開催)
8	第三者評価結果の公表方法	学校評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載 自己点検・評価報告書も同様
第三者評価受審費用		
9	(1) 入会金	10万円
	(2) 年会費	令和8年度 8万円 令和9年度以降 10万円
	(3) 評価料	830千円(消費税別)
10	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価に実施に際し、独立性、客観性、公平性、専門性を重視し、評価の過程、結果について透明性の高い評価を実施します。 ・受審校等へ、継続的な改善・向上を支援します。 ・実践的な職業教育を行う専門学校の評価の実施について恒常的に調査研究を行い、研修会を開催しています。 ・毎年度、全国の高等学校へ専門学校の第三者評価受審状況を発信しています。 ・会員校に対して、学校評価等に関する各種相談に随時対応しています。 ・本機構発行の「専修学校のための学校評価ハンドブック」など有料頒布物について1部を無償頒布するほか、割引価格で販売しています。

【質問事項】

第三者評価実施者の要件について、ガイドラインでは、以下の3点があげられている。

現在、本校で実施している、学校関係者評価委員会の委員が要件を満たしている場合、学校関係者評価委員と第三者評価実施者を兼ねてもよいか。

参考【出典：ガイドライン】

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者等 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
----	--

令和8年2月発行（禁無断掲載）

令和7年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2026
【プログラム/配付資料】

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
〒164-0003 東京都中野区東中野 4-19-8 フォーカルビル2 3階
電話 03-5497-8535 FAX 03-5497-8536
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>